

別表（Ⅵ）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

◎2019年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2		
体育	2	健康スポーツⅠ 健康スポーツⅡ 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康	2	1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡB1 英語ⅡB2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2	2	※1
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		24	2	24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択必修		選択
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 「法学, 政治学」 「社会学, 経済学」 「哲学, 倫理学, 宗教学」	20 単位	法学 国際法 民法Ⅰ 刑法 行政法Ⅰ 憲法Ⅱ 民法Ⅱ 商法Ⅰ 商法Ⅱ 知的財産法 労働法 社会保障法 国際経済法	2 2	2	2	※2 ※2
			経済学入門 経済理論 経済学と現代 国際経済と現代 経済と統計 経済史 応用ミクロ経済学 経済思想史 公共政策 金融経済	2 2	2	2	※2 ※2
			哲学 倫理学 宗教学（昼間コース） 心理学Ⅰ 心理学Ⅱ		2 2 2 2		} 5科目から3科目選択必修
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4 単位	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2			
要修得単位		24		14	10		

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
	授業科目	単位数	
		必修	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 12単位以上 を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教育実習Ⅰ」は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含めることができる（※1）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「民法Ⅰ」、「行政法Ⅰ」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか2科目（4単位）を選択必修とする（※2）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含めることができる。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、昼間コース履修の手引き別表（Ⅵ）を併用して単位を修得することができる。